

議案第15号

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定
について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 大津市農業委員会の委員の定数は、18人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 大津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、24人とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する大津市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日。以下「旧委員の任期満了等の日」という。）までの間は、適用しない。

(大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

- 3 大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第13号）は、廃止する。

(大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、旧委員の任期満了等の日までの間は、なおその効力を有する。

議案第16号

平成29年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

平成29年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第1条 市長及び副市長の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30（副市長にあつては、100分の20）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額からその100分の20（副市長にあつては、100分の8）に相当する額を減じた額とし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

第2条 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあつては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第3条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号若しくは第2号イ若しくはウに掲げる給料表又は大津市教育公

務員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２号。以下「教育公務員給与条例」という。）
 第４条第１項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額、給与条例第
 ３条から第５条まで、大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成
 ２７年条例第１８号）附則第３項から第５項まで並びに大津市一般職の職員の給与に関する条
 例等の一部を改正する条例（平成２９年条例第 号）附則第６項から第８項まで、第９項（附
 則第１０項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第１１項並びに教育公務員給与条
 例第４条から第６条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平
 成２７年条例第４３号）附則第３項から第５項までの規定にかかわらず、これらの規定により
 定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の
 区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に１円未満の端数が生じたときは、
 これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の
 給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤
 務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務１時間当たりの給与額（大津
 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第６号）第１４条第３項若しくは第
 １５条第３項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）第１７条第１項
 若しくは第２０条第１項において読み替えて準用する給与条例第１４条第１項若しくは大津
 市職員の育児休業等に関する条例第２３条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成
 １７年条例第２号）第３条又は給与条例第１２条（教育公務員給与条例第１５条において準用
 する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手
 当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とす
 る。

部長及び部長相当職	１００分の２．９
次長及び次長相当職	１００分の２．６
課長及び課長相当職	１００分の２．３
課長補佐及び課長補佐相当職	１００分の１．３
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	１００分の１．３

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第 17 号

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例を廃止する条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例を廃止する条例

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

大津市農業委員会部会条例を廃止する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市農業委員会部会条例を廃止する条例

大津市農業委員会部会条例（昭和42年条例第37号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の大津市農業委員会部会条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する大津市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなつたときは、そのなくなった日）までの間は、なおその効力を有する。

議案第19号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

大津市農業 委員会委員 候補者選考 委員会	大津市農業委員会の委員の 候補者を選考等すること。	5人以内	農業関係団体から選出 された者、農業を営む 者及び関係行政機関か ら選出された者
--------------------------------	------------------------------	------	---

別表市長の部大津市美術展覧会審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部大津市美術展覧会審議会の項を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第20号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第78号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1の5の項の次に次のように加える。

5の2 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による認定こども園又は家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1の13の項の次に次のように加える。

13の2 市長	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）による地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2の1の項中「（以下「生活保護関係情報」という）」を「若しくは同法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）（以下「生活保護関係情報」と総称する）」に改め、同表6の項中「又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就

労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は大津市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅の家賃に関する情報（以下「市営住宅家賃関係情報」に改め、同表 7 の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は市営住宅家賃関係情報」に改め、同表 8 の項中「（昭和 22 年法律第 164 号）」を削り、「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」に、「、介護保険給付等関係情報又は」を「（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、」に改め、「障害者自立支援給付関係情報」という。）」の次に「又は市営住宅家賃関係情報」を加え、同項の次に次のように加える。

8 の 2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は認定こども園若しくは家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 の 3 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 9 の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

20 市長	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例による地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の各機関に置かれる一般職の常勤の職員（臨時的に任用される者を除く。以下単に「職員」という。）の定数を定めるものとする。

第2条第1項第1号中「1, 371」を「1, 429」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「16」を「18」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号中「367」を「328」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「329」を「333」に改め、同号を同項第8号とし、同項中「総計 3, 096」を「総計 2, 432」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第5項の規定に基づき公平委員会に置く事務職員は、市長との協議により、市長の事務部局の職員をもって併任させるものとし、その定数は5人とする。

第4条第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる職員のほか、併任を命ぜられた職員は、当該併任に係る職に関し、第2条第1項に規定する職員の定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第 22 号

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 2 月 20 日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

ウ 医療職給料表(3)

第 15 条中「別表第 4 により」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき 7,900 円（当該勤務に従事する時間が 5 時間未満である場合にあっては、3,950 円）とする。

第 25 条第 5 号中「預入金等」を「預入金」に改め、同条中第 8 号から第 10 号までを削り、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）に基づく個人型年金加入者掛金

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の	1	円 141,600	円 146,100	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800	円 407,300	円 457,600
	2	142,700	147,200	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700

職 員	3	143,900	148,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	149,400	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	150,500	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	151,900	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	153,200	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	154,500	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	155,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	157,300	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	158,800	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	160,400	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	161,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	163,200	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	164,700	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	166,200	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	167,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	170,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	172,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	175,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	178,200	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	179,900	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	181,600	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	183,300	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	184,800	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	186,600	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	188,400	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	190,100	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	191,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	193,500	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	195,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	197,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33		198,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34		200,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35		202,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36		204,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37		205,800	287,600	332,600		387,200	431,500	464,000	524,200
	38		207,600	289,300	334,500		388,400	432,300	464,600	524,800
	39		209,400	291,100	336,500		389,600	433,100	465,200	525,600
	40		211,200	292,900	338,400		390,700	433,900	465,800	526,200
	41		212,600	294,600	340,300		391,800	434,500	466,300	526,700
	42		214,400	296,300	342,200		393,000	435,200	466,800	
	43		216,100	297,900	344,000		394,200	435,900	467,200	
	44		217,900	299,500	345,900		395,300	436,600	467,500	
	45		219,600	301,200	347,400		396,000	437,400	467,800	
	46		221,300	302,900	348,800		396,700	438,200		
	47		222,900	304,500	350,300		397,400	438,600		
	48		224,500	306,200	351,800		398,100	439,300		
	49		226,000	307,300	353,400		398,700	439,800		
	50		227,700	308,800	354,200		399,300	440,200		
	51		229,300	310,300	355,400		399,800	440,600		
	52		230,900	311,900	356,400		400,200	441,000		
	53		232,200	313,500	357,300		400,600	441,400		

	54		233,700				400,900	441,800		
	55		235,100				401,200	442,200		
	56		236,400				401,500	442,500		
	57		237,700				401,800	442,800		
	58		238,900				402,100	443,200		
	59		239,900				402,400	443,500		
	60		241,100				402,700	443,800		
	61		242,400				403,000	444,100		
	62		243,600				403,300			
	63		244,800				403,600			
	64		246,100				403,900			
	65		247,000				404,200			
	66		248,400				404,500			
	67		249,800				404,800			
	68		251,300				405,100			
	69		252,700				405,300			
	70		254,100				405,600			
	71		255,500				405,900			
	72		256,800				406,200			
	73		258,000				406,400			
	74		259,300				406,700			
	75		260,700				407,000			
	76		262,000				407,200			
	77		263,300				407,400			
	78		264,400				407,700			
	79		265,700				408,000			
	80		267,000				408,200			
	81						408,400			
	82						408,700			
	83						409,000			
	84						409,200			
	85						409,400			
再任用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2に次のように加える。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400

9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22		224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23		225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24		227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25		228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26		230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27		232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28		233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29		235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30		236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31		238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32		239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33		240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34		241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35		242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36		243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37		244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38		245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39		246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40		247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41		248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42		249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43		250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44		251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45		252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46		253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47		254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48		255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49		256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50		257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51		258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52		259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53		260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54		262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55		263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56		265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57		266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58		268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59		269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	

	60		271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61			313,200	339,200	374,700	426,500	
	62			314,500	340,100	375,500	427,000	
	63			315,800	341,300	376,300	427,400	
	64			317,000	342,600	377,100	427,900	
	65			318,300	343,700	377,800	428,500	
	66				344,900	378,500	428,900	
	67				346,100	379,300	429,200	
	68				347,200	380,000	429,500	
	69				348,200	380,600	429,900	
	70				349,200	381,200		
	71				350,300	381,900		
	72				351,400	382,500		
	73				352,200	383,200		
	74				353,300	383,700		
	75				354,400	384,300		
	76				355,500	384,800		
	77				356,200	385,200		
	78				357,000	385,800		
	79				357,800	386,300		
	80				358,500	386,600		
	81				359,100	386,900		
	82				359,600	387,400		
	83				360,200	387,800		
	84				360,700	388,100		
	85				361,300	388,400		
	86					388,900		
	87					389,400		
	88					389,800		
	89					390,100		
	90					390,500		
	91					391,000		
	92					391,400		
	93					391,800		
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師に適用する。

別表第3第2項アの表中「副医長」を「課長補佐」に、「医長」を「課長」に、「院長、副院長又は診療局長」を「部長又は次長」に改め、同項イの表6級の項及び7級の項を次のように改める。

6 級	課長補佐の職務
7 級	次長又は課長の職務

別表第3第2項に次のように加える。

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	技師（任命権者が定めるものに限る。）の職務
2 級	技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	課長の職務
7 級	次長の職務

別表第 4 を削る。

（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「給料月額が」を「給料月額（大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定による職務の級及び号給の切替え前の給料月額とする。）が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（行政職給料表適用職員の号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、同日においてその者が受けていた号給が施行日における同一の職務の級の最高の号給を超える号給であるものの施行日における号給は、当該職務の級における最高の号給とする。

（医療職給料表(3)適用職員の級の切替え）

3 施行日の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員で、施行日において医療職給料表(3)の適用を受けることとなったもの（以下「医療職給料表(3)適用職員」という。）の施行日における同表の職務の級（次項において「新級」という。）は、次の表の左欄に掲げる施行日の前日においてその者が属していた行政職給料表の職務の級（次項において「旧級」という。）の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める職務の級とする。

2 級	2 級
-----	-----

3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	
6 級	5 級
7 級	6 級

(医療職給料表(3)適用職員の号給の切替え)

- 4 医療職給料表(3)適用職員の施行日における新級の号給は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた旧級の号給の区分に応じ、それぞれ次の表に定める号給とする。

旧級 旧級の号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	5	25	19	12
2	1	1	6	26	20	13
3	1	1	7	27	21	14
4	1	1	8	28	22	15
5	1	1	9	29	23	16
6	1	2	10	30	24	17
7	1	3	11	31	25	18
8	1	4	12	32	26	19
9	1	5	13	33	27	20
10	1	6	14	34	28	21
11	1	7	15	35	29	22
12	1	8	16	36	30	23
13	1	9	17	37	31	24
14	1	10	18	38	32	25
15	1	11	19	39	33	26
16	1	12	20	40	34	27
17	1	13	21	41	35	28
18	1	14	22	42	36	29
19	1	15	23	43	37	30
20	1	16	24	44	38	31
21	1	17	25	45	39	32
22	1	18	26	46	40	33
23	1	19	27	47	41	34
24	1	20	28	48	42	35
25	1	21	29	49	43	36
26	2	22	30	50	44	37
27	3	23	31	51	45	38
28	4	24	32	52	46	39
29	5	25	33	53	47	40
30	6	26	34	54	48	41
31	7	27	35	55	49	42
32	8	28	36	56	50	43
33	9	29	37	57	51	44
34	10	30	38	58	52	45
35	11	31	39	59	53	46
36	12	32	40	60	54	47
37	13	33	41	61	55	48
38	14	34	42	62	56	49
39	15	35	43	63	57	50
40	16	36	44	64	58	51
41	17	37	45	65	59	52
42	18	38	46	66	60	53
43	19	39	47	67	61	54

44	20	40	48	68	62	55
45	21	41	49	69	63	56
46	22	42	50	70	64	57
47	23	43	51	71	65	58
48	24	44	52	72	66	59
49	25	45	53	73	67	60
50	26	46	54	74	68	61
51	27	47	55	75	69	62
52	28	48	56	76	70	63
53	29	49	57	77	71	64
54	30	50	58	78	72	65
55	31	51	59	79	73	66
56	32	52	60	80	74	67
57	33	53	61	81	75	68
58	34	54	62	82	76	69
59	35	55	63	83	77	69
60	36	56	64	84	78	69
61	37	57	65	85	79	69
62	38	58	66	85	80	
63	39	59	67	85	81	
64	40	60	68	85	82	
65	41	61	69	85	83	
66	42	62	70	85	84	
67	43	63	71	85	85	
68	44	64	72	85	86	
69	45	65	73	85	87	
70	46	65	74	85	88	
71	47	65	75	85	89	
72	48	65	76	85	90	
73	49	65	77	85	91	
74	50	65	78	85	92	
75	51	65	79	85	93	
76	52	65	80	85	93	
77	53	65	81	85	93	
78	54	65	82	85	93	
79	55	65	83	85	93	
80	56	65	84	85	93	
81	57	65	85	85	93	
82	58	65	85	85	93	
83	59	65	85	85	93	
84	60	65	85	85	93	
85	60	65	85	85	93	
86	60	65	85	85		
87	60	65	85	85		
88	60	65	85	85		
89	60	65	85	85		
90	60	65	85	85		
91	60	65	85	85		
92	60	65	85	85		
93	60	65	85	85		
94	60	65				
95	60	65				
96	60	65				
97	60	65				
98	60	65				
99	60	65				
100	60	65				
101	60	65				
102	60	65				
103	60	65				

104	60	65				
105	60	65				
106	60	65				
107	60	65				
108	60	65				
109	60	65				
110	60	65				
111	60	65				
112	60	65				
113	60	65				
114	60					
115	60					
116	60					
117	60					
118	60					
119	60					
120	60					
121	60					
122	60					
123	60					
124	60					
125	60					

(医療職給料表(3)適用職員に係る経過措置)

- 5 医療職給料表(3)適用職員については、第2条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項に規定する施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員とみなして、同項並びに平成27年改正条例附則第4項及び第5項の規定を適用する。

(号給の切替え等に伴う経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、その受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額（平成28年度における職員の給与の特例に関する条例（平成28年条例第14号）第3条の規定により減額される前の給料月額とする。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 100分の40
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 100分の25

- 7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料の支給を受ける職員で、その受ける給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料の額の合計額が平成27年3月31日において受けていた給料月額（平成26年度における職員の給与の特例に関する条例（平成26年条例第9号）第3条の規定により減額される前の給料月額とする。）に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定は、平成27年4月1日において平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の支給の対象であった職員（施行日の前日においてその対象でなかった職員に限る。）で、附則第6項の規定による給料の支給を受けるもののうち、その受ける給料月額及び附則第6項の規定による給料の合計額が、附則第2項から第4項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、平成27年3月31日において受けていた給料月額（平成26年度における職員の給与の特例に関する条例第3条の規定により減額される前の給料月額とする。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）について準用する。この場合において、前項中「平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料の支給」とあるのは「附則第6項の規定による給料の支給」と、「給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料」とあるのは「給料月額」と読み替えるものとする。
- 11 平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給を受ける職員（平成27年4月1日以後においてこれらの規定による給料の支給の対象であった職員で、施行日の前日においてその対象でなかったものを含む。）で、附則第6項から第8項までの規定による給料の支給を受けるもの（附則第9項（前項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料の支給を受ける職員を除く。）について、附則第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、権衡上必要と認められる限度において、同項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第23号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成27年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(割増賃金)」を付する。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「第10条」を「第6条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第7条の前の見出し並びに同条及び第8条を削る。

第9条第1項第3号を次のように改める。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 児童福祉施設等において保育業務に従事する者

イ 児童福祉施設等又は市立学校に勤務する用務員

ウ 児童クラブに勤務する指導員

第9条第2項中「100分の111」を「100分の114」に、「100分の121」を「100分の124」に改め、同条を第5条とする。

第10条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第11条第1項各号を次のように改める。

(1) 児童福祉施設等において保育業務に従事する者

(2) 児童福祉施設等又は市立学校に勤務する用務員

(3) 児童クラブに勤務する指導員

(4) 臨時講師

第11条を第7条とし、第12条から第14条までを4条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,750円又は1時間につき880円
警備員	1時間につき 880円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,080円
自動車運転士	日額 6,950円
保育士	日額 8,660円
保育園保健担当職員	日額 9,310円
用務員	日額6,750円又は1時間につき880円
調理員	日額 6,750円
児童厚生員	日額 7,560円
児童クラブ指導員	日額 8,080円
介護福祉士	日額 8,370円
食品衛生監視員	日額 8,880円
獣医師	日額 9,530円
保健師	日額 9,310円
助産師	日額 9,310円
看護師（やまびこ総合支援センターに勤務する者を除く。）	日額 8,900円
准看護師	日額 8,370円
管理栄養士	日額 8,900円
栄養士	日額 7,560円
歯科衛生士	日額 7,460円
はり師・きゅう師	日額 7,560円
発達相談員	日額 10,210円
施設管理技術員	日額 8,900円
環境整備員	日額 8,770円

建築技術補助員	日額 8,900円
会計事務補助員	日額 7,560円
小1すこやか支援員	1時間につき 1,030円
特別支援教育支援員（看護師資格を有する者を除く。）	1時間につき 1,030円
特別支援教育支援員（看護師資格を有する者に限る。）	1時間につき 1,150円
学校図書館司書	1時間につき 1,030円
臨時養護教諭	日額 8,900円
子育て支援指導員	日額7,940円又は1時間につき 1,030円
森林環境学習指導員	日額 7,560円
指導主事	日額8,770円又は1時間につき 1,140円
文化財発掘調査補助員	日額 7,050円
文化財発掘作業員	日額 6,740円
文化財整理補助員	日額 6,220円
臨時講師	月額238,700円又は1時間につき 1,150円
幼稚園養護職員	1時間につき 1,180円

別表第2を削る。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表勤勉手当の項中「100分の80」を「100分の85」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

議案第24号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成27年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の154」を「100分の158」に、「100分の164」を「100分の168」に改める。

第5条を削り、第4条の2を第5条とし、第6条を削る。

第7条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 172,600円
大津市退職職員の嘱託員	月額 234,900円
国際交流員	月額 330,000円
CIO補佐官	月額 541,000円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 28,000円
車両総括管理者	月額 267,500円
弁護士	月額 540,000円

行政不服審査の審理員	審理1件につき 150,000円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額 333,000円
消費生活相談員	月額 188,400円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 172,900円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額 172,900円
障害者虐待対応嘱託員	月額 196,200円
手話通訳者	月額 172,900円
障害児相談支援員	月額 188,400円
嘱託医	月額760,000円又は日額22,000円
発達相談員	月額 197,100円
地域型保育支援員	月額 197,100円
保育園保健担当嘱託員	月額188,400円又は1時間につき1,200円
幼児教育相談員	月額 185,700円
バス運転士	月額115,900円又は出動1回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 172,900円
家庭相談スーパーバイザー	月額 197,100円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額 196,200円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 188,400円
母子自立支援員	月額 188,400円
女性相談員	月額 196,200円
児童厚生員	月額 172,900円
子育て支援員	月額 181,600円
児童クラブ指導員	月額 242,100円
介護支援専門員	月額 196,200円
介護認定調査員	月額 188,400円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 181,600円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 172,900円
国民健康保険料徴収員	月額 86,000円
保健所に勤務する臨床心理士	出動1回につき 13,200円

保健所に勤務する臨床検査技師	出動1回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出動1回につき 8,800円
獣医師	月額 216,200円
保健師	月額 188,400円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者に限る。）	出動1回につき 8,500円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 188,400円
看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者に限る。）	出動1回につき 5,436円
看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 181,600円
管理栄養士	月額 187,600円
栄養士	月額 173,200円
歯科衛生士	月額 172,900円
診療放射線技師	月額 187,600円
言語相談員	月額 195,800円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 187,200円
鳥獣害対策実施隊員	出動1回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 173,700円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出動1回につき 24,000円
市担講師	月額 276,952円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 179,800円
市担派遣講師	1時間につき 2,750円
ことばの教室指導員	月額 195,800円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 185,700円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 185,700円
特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1時間につき 5,500円
特別教育相談員	1時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額 484,000円

教育センターシステム管理員	月額 158,200円
I C T活用指導員	月額 148,600円
若手教員育成指導員	月額 148,600円
葛川少年自然の家指定医	出勤1回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 172,600円
社会教育指導員	月額 148,600円
科学館運営業務嘱託員	月額 158,200円
図書館司書	月額 172,900円
文化財調査員・学芸員	月額 172,900円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 158,200円
学校支援アドバイザー	月額 148,600円
小中学校養護教諭	月額 167,800円
幼稚園養護職員	月額 185,700円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 172,900円

備考 国民健康保険料徴収員の報酬の上限額は、この表による報酬の上限額に市長が別に定める能率給を加算した額とする。

別表第2を削る。

別表第3中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表地域手当相当分の項中「100分の6.65」を「100分の7.3」に改め、同表勤勉手当相当分の項中「100分の80」を「100分の85」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。